

## 卒業生・大学院博士課程前期修了生以上の研究・文化的活動助成金応募要項

愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会では、愛知学院大学文学部・心身科学部の卒業生ならびに、大学院修了生が卒業・修了後継続的に行なっている学術的研究・文化的活動(教養・趣味・生涯学習等)において、これらの活動が研究・文化の発展に資し、母校の名誉や社会的な地位の向上に貢献するものについては、助成金を支給する。

### 1. 助成金支給の対象分野：

- ①文学ならびに、心身科学における学術的研究。
- ②文学ならびに、心身科学における文化的活動およびその成果・報告に係わる事業(発表会・展示会・成果報告会・上映会・上演・歌会など)。

### 2. 応募資格：

- ①個人：愛知学院大学文学部・心身科学部の卒業生ならびに、本学大学院文学研究科・心身科学研究科の博士課程前期修了以上の者(卒業生でも、博士課程前期在学中の方は応募できません)。
- ②団体：学術的研究に関しては、上記の者が代表となり、全体の成員のうち3分の2が同窓生によって構成されている団体。文化的活動に関しては、上記の者が代表であれば、団体構成員に対する同窓生の比率を問わない。
- ③同一の個人、団体は2年連続して応募することはできない。

### 3. 助成金額：

1件につき、10万か、30万円(1会計年度あたり)。

### 4. 採択件数：

最大で10件まで。

### 5. 選考：

愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会の同窓生を対象とした助成金給付委員会の審査の上選考。なお実務は学術育英部が担当する。

### 6. 選考結果の通知：

後日、文書で正式に通知する。

### 7. 申請書類・助成条件ならびに義務：

- ①別刷の「愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会活動助成金申請書」を提出する。
- ②上記に即した学術的研究ならびに、文化的活動を誠実に行うこと。
- ③助成を受けた学術的研究ならびに、文化的活動は、以下に従い成果発表あるいは、報告を1度以上行わなければならない。
  - 1)学術的研究に関しては、助成金を受け取った日から2年間を達成年度とし、この期間の終了までに成果発表あるいは、報告を1度以上行わなければならない。
  - 2)文化的活動に関しては、助成金を受け取った日から1年以内に、成果発表あるいは、報告を1度以上行わなければならない。
- ④学術的研究における成果報告に関しては、それを掲載する雑誌および、研究報告書など

- の出版物に、「愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会助成金」による旨を明記すること。
- ⑤文化的活動における成果報告ならびに、発表においては、その成果を報告・発表することを紹介する書面(案内状・パンフレットなど)の印刷物に、「愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会助成金」による旨を明記すること。
  - ⑥上記の④に関しては、愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会事務室に、その実物および抜刷を5部提出および寄贈すること。
  - ⑦上記の⑤に関しては、愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会事務室に、案内状は1部・パンフレットは5部、あわせて無料招待券などがある場合は5部を提出ならびに寄贈すること。
  - ⑧助成金を受給した個人や団体については、愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会の開催時において、その成果の口頭報告や展示報告などを求める場合がある。
  - ⑨事務室に提出あるいは、寄贈した印刷物、案内状・パンフレット・無料招待券は愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会の総会・懇親会開催時(および同窓会事務室)において、無料頒布する場合がある。
  - ⑩本助成金を得て行った各種活動に関しては、会報等にその内容を記載する場合がある。

#### 8. 助成の取消：

助成金受給者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、給付を取り消し、給付金の返還を命ずることがある。

- ①虚偽の申請により、不正に給付を受けたと認められるとき。
- ②受給者または団体が受給年度にその活動を停止・中断し、受給資格を失ったとき。
- ③受給者が「7. 申請書類および助成条件ならびに義務」の各項を怠ったとき。
- ④愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会学術育英部が適当ではないと認めたとき。